

建設経済常任委員会委員長報告

去る12月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、請願2件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

1 審査年月日 令和6年12月5日(木)

2 場 所 委員会室2

3 出席委員 毛呂一夫、小久保博雅、工藤日出夫、保角美代、
岡村有正、村田裕子

4 審査結果

「議請第5号」視覚障がい者の創業・就業支援の強化を求める請願については、挙手多数により趣旨採択すべきものと決定しました。

「議請第8号」市内民間路線バスの運賃割引制度の拡大に関する請願については、挙手全員により採択すべきものと決定しました。

◎「議請第5号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、参考人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「現実的な支援」や「各段の配慮」とは具体的にどのようなものを求めているのか、また、当事者とのコミュニケーションを密にしてほしいとのことだが、「当事者」とはだれを指し、現在はコミュニケーションが密になっていないということなのか、実際の状況について」質疑したところ、

「今の質問のすべてについて、客観的なエビデンスとして私が何か具体的に持っているかという、しっかり持っているとは言えません。格段の配慮と

というのは、例えば障がい者が起業しようとしたときには様々な書類等がありますので、一緒に書いてもらうなど健常者を越えた配慮という意味合いがそこにあります。当事者というのは、一義的には協会に参加しているような視覚障がい者、またロービジョンと言われる方も含めて考えてほしいということです。コミュニケーションについては、障がい者自身だけの判断で失敗した例があり、相談の仕組みがあれば違ったのではないかとの思いがあり、密ではないのではないかと考えたということです」との答弁がありました。

（２）「参考人の答弁では、支援してほしい具体的な内容はないとのことだが、委員会や本会議の質疑においては、支援の具体的な中身についてビジョンを持って話をしていただかないと問題があると思うが」と質疑したところ、「請願者がすべての状況を把握して、解決策まで含めて提出することは難しいので、一緒に考えていただきたいという気持ちが強いですが、私個人のビジョンは、視覚障がい者が所属できる経済団体としての組織をつくる必要があります。ハードも含めて複合的な視覚障がい者のサポートセンターのような組織をつくっていくのに、自分たちだけではなく、伴走支援的に行政に協力していただければというのが私のイメージです。ただし、請願は具体的過ぎるとその考え方も変わってくるので、今回の請願は抽象的ですが、話合いの中で具体的にしていきたいと思っています。今回提出したのはある程度抽象的だということは自覚しています」との答弁がありました。

（３）「健常者と比べ、創業・起業・就労における困難さは極めて高いとのことだが、困難が想定される事例について、また、福祉団体や商工会等と連携を図り、行政がコーディネートすることでいくつかの困難が克服できるのではないと思うがどのように考えるか」と質疑したところ、「人との会話、手続、リサーチなどが困難であるということ、補助や融資を受けるための事業計画の作成でも事務作業の大変さがあると感じています。また、創業・起業については、健常者も含めたサポートセンターのような組織で伴走的な支

援が必要だと思っています。北本市には視覚障害者協会があり情報交換できる仕組みになっていますので活用していただき、一緒に考えてほしいということです」との答弁がありました。

（４）「創業・就業支援は本市でも行っているが、実際に障がい者が相談しても応じてくれなかったので請願提出に至ったのか、また、専門的な創業のための相談場所がないので市にやってほしいという請願なのか」と質疑したところ、「視覚障がい者は、情報の90%前後を視覚に頼っているので、非常に困難だということは感覚的にお分かりいただけると思いますので、市の創業・就業支援の中でも障がい者、とりわけ視覚障がい者に対して特別扱いしていただくことを請願趣旨として考えています。実際に相談窓口に相談されたのかということについては、していないと思います」との答弁がありました。

（５）「創業・就業支援を強化してほしいというのは、ハローワークや埼玉障害者職業センターで行っているような専門性の高い機能を北本市でも行ってほしいということなのか、それとも関係機関と連携を図ってほしいということなのか」と質疑したところ、「私自身が十分な知識を持てての請願ではないことは認めますが、そこまで調べ上げて請願をしなければならないとは思っていません。一緒に考えましょうというスタンスで、もっと強化の仕方があるのではないかとということです」との答弁がありました。

（６）「創業支援では計画作成や金融機関とのやり取り等に伴走支援が必要で、就業支援では雇用する事業者の準備や雇用後の支援で様々なメニューが想定されるので、それを一緒に考えていくことが趣旨と読み取ったが、そのような理解でよいのか」と質疑したところ、「創業というのは取り組むメニューが多岐にわたり、健常者でも非常に難しいことなので、必ずしも市がすべて支援策を持っているということはないのかもしれませんが。私の趣旨は、一緒にモデルケースをつくりませんかという気持ちでの請願です。今回は視

覚障がい者の件で請願をしていますが、これを知らないのか、これを調べていないのかと質問されるのは心外で、委員の皆さんも私の問題提起を受けて考えていただきたい」との答弁がありました。

質疑を終了し、討論に入る際、委員より本請願を趣旨採択とする動議が提出されました。趣旨採択の理由については、「本請願の願意は視覚障がい者の創業・就業支援とのことでしたが、審査を進めていく中で、紹介議員の発言も含め、私は障がい者全体の課題であるというような受け止め方をしました。重要な問題提起であると受け止めています。委員会として、今後のテーマ活動において障がい者の創業・就労支援について十分調査検討することとし、本請願は趣旨採択とすべきと提案します」との説明がありました。

本動議に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議請第8号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人として請願者を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、参考人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

（１）「今回の請願事項にはデマンドバスについての記述がないが、対象は民間路線バスだけという理解でよいか」と質疑したところ、「デマンドバスについても意見が出ましたが、一番使い勝手の良い路線バスの運賃割引を他市並み拡大してもらいたいということに絞って請願しました」との答弁がありました。

（２）「運賃割引の具体的な希望額や年齢条件、割引方法について」質疑したところ、「近隣の例を参考にすると、桶川市は75歳以上で100円、鴻巣市は65歳以上で100円、川越市は70歳以上で100円の割引を実施しています。方法としては、登録者に対してカードを発行し、それで乗り降りのときに運転

手に見せて割引をしてもらう方法や、ＩＣカードをタッチすればそのまま割引される方法などがあると聞いていますが、北本市でどの方法が良いのかについては、市が情報を精査して適した方法に決めていただければと思っています」との答弁がありました。

（３）「今回の請願を提出することになった経緯について」質疑したところ、
「私たち参考人は、北本市社会福祉協議会の中央地域支部の支部長と副支部長で、毎年１回、老人クラブの皆さんとの情報交換会を開催しています。コロナ禍により中断していましたが、昨年から再開し、今年も開催しました。その席で、老人クラブの抱える問題の一つとして、移動手段の確保に非常に困っているとの意見が多く出ましたので、社協支部として何か役に立つことができないか検討していたところ、鴻巣市や桶川市ではすでに高齢者割引を行っていることがわかりました。一部地域の高齢者の問題ではなく市全体の高齢者の問題として、短い期間ですが署名活動を行い、今回の請願に至りました」との答弁がありました。

本請願に対して、賛成討論が３件ありました。

以上、報告いたします。

令和６年１２月１８日

建設経済常任委員会
委員長 村田裕子

北本市議会議長 滝瀬光一様